

南部町条例第17号

南部町公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月22日

南部町長

陶山靖春

南部町公告式条例の一部を改正する条例

南部町公告式条例（平成16年南部町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表の」を「電磁的記録により町のウェブサイトに設置した」に改め、同項ただし書中「天災事変等により掲示場に掲示して行うことができないときは、公衆の見やすい場所に掲示してこれにかえることができる」を「電磁的記録により難しい場合は、別表の掲示場に掲示して行うことができる」に改める。

第3条を次のように改める。

（規則の公布）

第3条 町長が定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び町長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則に準用する。

第4条第1項中「して、町長印を押さなければならない」を「しなければならない」に改める。

第5条第2項中「、「町長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。